

来てにほんまつ住宅取得支援事業

福島県外から移住し
住宅（新築・中古）を取得する方に支給
（契約締結の日から1年前まで市内に住所がない方）

最大200万円支給

*基本額：140万円

*加算：下記要件にあてはまる場合60万円を上限に加算

- ①年齢が40歳未満の者の住宅取得：20万円
- ②市の創業支援空き店舗活用事業交付者：20万円
- ③市内の住宅建築業者の請負：20万円
- ④長期優良住宅の認定あり：20万円

*補助対象経費の2分の1の額、予算の範囲内で交付

（補助対象経費には、土地取得費や外構工事に要する経費、併用住宅における住宅部分以外の経費、国又は地方公共団体が行う補助金等を活用する場合にはその補助対象経費を除きます。）

補助対象住宅

- (1) 契約日から1年以内に申請すること。
- (2) 建築基準法等の関係法令に適合していること。
- (3) 戸建住宅の場合は、延床面積が住生活基本計画（全国計画）において定める一般型誘導居住面積水準以上、
集合住宅の場合は、延べ床面積が住生活基本計画（全国計画）において定める「都市居住型誘導居住面積水準」以上であること。
- (4) 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された住宅を取得する場合には、耐震診断を事業完了日までに実施すること。
※併用住宅の場合、住宅の用途に供する部分の床面積が建築物全体の延べ面積の1/2以上を占め、上記要件を満たしていれば対象

支給対象者

- (1) 二本松市に永住する意思をもって居住する**県外移住者**であること。
※県外移住者とは、住宅取得の契約日において、住所が福島県外にある者をいいます。
- (2) 住宅の売買契約・建築請負契約を締結した日（以下、「契約日」という。）から起算して1年前までに、本人、同一世帯員及び同居する他の世帯員の全員（以下、「同一世帯員等」という。）が**本市の区域内に住所を有したことがないこと。**
- (3) 事業完了年度の翌年度から3年間以上、補助対象住宅に居住すること。
- (4) 同一世帯員等に市税滞納者がいないこと。
- (5) 同一世帯員等に過去にこの補助金や定住促進住宅取得奨励金、三世代同居住宅改修助成金、移住促進住宅取得奨励金、多世代同居住宅改修助成金、住んでにほんまつ空き家対策総合支援事業補助金等を受けたことがある者がいないこと。
- (6) 所有する住宅が公共事業のために収用され、当該収用に伴い補助対象住宅を取得する場合でないこと。
- (7) 補助対象住宅の所有者が2人以上の場合には、所有権保存の登記において、申請者の共有持分が2分の1以上であること。
- (8) 住宅取得後、3か月以内に定住すること。
- (9) 補助金申請年度内に住宅を取得し、実績報告書を提出すること。

住宅請負（売買）契約締結



次の書類を添えて速やかに、二本松市役所に申請してください。

***本年度の申請期限 令和6年12月25日まで**

申請用紙は、市のHPからもダウンロードすることができます。 **（年度内完了見込のものに限る。）**

補助金の交付を受けようとする方は、「来てにほんまつ住宅取得支援事業補助金交付申請書」に次に掲げる書類を添付して、契約日以後速やかに申請してください。

- (1) 同一世帯員等の住民票
- (2) 補助対象住宅の請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 補助対象住宅の平面図
- (4) 創業支援空き店舗等活用事業等を受けている場合には、交付決定通知書等その内容が分かる資料
- (5) この補助金の振込口座となる預金通帳等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類



補助対象住宅を取得した日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに次の書類を添えて速やかに、二本松市役所に実績報告書を提出してください。

「来てにほんまつ住宅取得支援事業補助金実績報告書」に次に掲げる書類を添えて提出してください。

- (1) 同一世帯員等の住民票（補助対象住宅を取得した日から起算して3箇月以内に定住していることが確認できるもの）
- (2) 補助対象住宅の不動産登記事項証明書（コピー不可）
- (3) 納税証明書（同居する者のうち、納税義務のある者全員分）※本課所定様式
- (4) 補助対象住宅の取得時における平面図及び写真
- (5) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、同法第7条第5項及び第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し
- (6) 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された中古住宅を取得する場合は、耐震診断の結果
- (7) 住民基本台帳の閲覧に関する承諾書（別紙）
- (8) 補助金の請求書
- (9) その他市長が必要と認める書類

【参考】誘導居住面積水準

①一般型誘導居住面積水準

ア 単身者 5.5㎡、イ 2人以上の世帯 $2.5 \text{㎡} \times \text{世帯人数} + 2.5 \text{㎡}$

②都市居住型誘導居住面積水準

ア 単身者 4.0㎡、イ 2人以上の世帯 $2.0 \text{㎡} \times \text{世帯人数} + 1.5 \text{㎡}$

※1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は、0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。

ただし、これにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

※2 ※1で算出した世帯人数が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

返還

次に該当する場合には、補助金交付決定を取消し、補助金の全部又は一部の返還を求めます。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき

(2) 事業完了日の翌年度から起算して3年以内に補助対象住宅から転居したとき。

◎この制度の詳細はQ & Aをご覧ください。

お問い合わせ先 秘書政策課
電話 0243-24-7120